

浦安音楽ホール友の会 規約

第1条 名称

この会の名称は、「浦安音楽ホール友の会」（以下「友の会」）とします。

第2条 目的

友の会は、浦安音楽ホールにおいて実施する鑑賞事業をお楽しみいただくとともに、ホールの活動に対してより多くのご賛同をいただくこと、また、地域文化の向上に寄与することを目的としています。

第3条 事務局

友の会事務局（以下「事務局」）は浦安音楽ホール内に置きます。

第4条 会員

1. 会員とは、第2条の友の会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、第7条に規定する、手続きを経て入会を認められた個人をいいます。
2. 就学児からの入会が可能です。
3. 会員資格の有効期間は、入会日から翌年3月31日までとします。
4. 会員は、事務局に届け出て、退会することができます。この場合、納入済みの会費は返還しないものとします。

第5条 会費

会費は次の通りとします。入会金／無料 年会費／1,500円

第6条 会員証

1. 会員には会員証を発行します。
2. 会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡、貸与はできません。

第7条 入会及び更新手続き

1. 友の会に入会しようとするときは、必要事項を事務局に提出し、あわせて会費を支払わなければなりません。
2. 更新については、事務局が定める所定の期間内に手続き・年会費の納入を行っていただくものとします。
3. 更新手続きが行われない場合は、自然退会とみなします。
4. 会費の納入方法は、事務局が指定する方法によるものとします。

第8条 会員特典

会員は事務局が定める所定の特典を受けることができます。

第9条 会員証の紛失・盗難等

1. 会員が会員証を紛失・盗難にあったときは、速やかに事務局にご連絡ください。
2. 会員が紛失・盗難その他の事由により、会員証を他人に利用されることにより生じた損害について、事務局はその責を負いません。

第10条 届出事項の変更

1. 会員は、氏名、住所、郵送先等に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。
2. 前項の届出がなく、送付書類が延着、又は不到着となっても、事務局はその責を負いません。

第11条 会員資格の喪失

会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができます。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 会費及びチケット代金の支払いを怠った場合
- (3) 本規約に違反した場合

第12条 個人情報

会員情報について、個人情報保護法、その他関連法令等遵守し、適切に取り扱い第2条に規定する目的以外に使用することはありません。

第13条 規約の変更

事務局は、必要があるときは本規約を変更することができるものとし、この場合、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

附則

この規約は平成29年3月1日から施行します。